

《1-2》

方法論(※1)	具体的方法(※2)	効果	デメリット	お薦め度	コメント
利益の繰延費用の先取	各種引当金の設定	課税の先送り可能。利益を毎期平準化する効果もあり。	長期的にみた場合の節税効果は薄い。特別な会計処理が必要。	○	キャッシュアウトを伴わない方がよい。
	未払費用の計上	課税の先送り可能。利益を毎期平準化する効果もあり。	未払費用分は当然に来期の費用とはならない為、通年でみると節税ではない。	○	出来る事は実行あるのみ。
	特別償却の実施	普通償却額とは別枠で償却計上可能。特に取得年度における節税効果あり。	長期的にみた場合の節税効果は薄い。特別な会計処理が必要。	◎	産業振興等の政策目的で創設された制度で多種に渡る。適用可能資産は限定される。
決算時の資産購入等	少額備品等の購入	一括経費計上により当期の税金が低くなる。	税金は安くなるが、それ以上に現金が減少します。一括経費分は当然に来期の費用とはならない為、通年でみると節税ではない。	△	節税額以上のキャッシュアウトを伴う為、節税主体での資産購入は控える。
	設備投資等	法定償却により、減価償却費を通じて費用化	税金は安くなるが、それ以上に現金(運転資金)が目減りする。	—	節税というよりも、 <b>事業計画実施の一貫</b> と考える。会社の将来設計は必須。
	従業員への決算賞与	節税効果あり。臨時支給により従業員のモチベーションアップも見込める。	税金は安くなるが、それ以上に現金(運転資金)が目減りする。	◎ or △	<b>モチベーション向上には、事業計画に基づいたマネジメントが必須。</b> 節税目的のみの単なる賞与支給では、会社のお金が出て行くだけで意味がないものになる。(30万円の給与を50万円に昇給しても、数ヶ月続くと言いつつ慣習化してしまう。)
その他	資産買替え時の圧縮記帳	課税の先送りとなる効果あり。	適用時に特別な税務・会計処理が必要。圧縮記帳を施した資産の売却時・除却時に一括課税となる。	○	出来る事は実行あるのみ。
	生命保険契約の利用	節税効果あり。役員等の死亡時リスクを回避する目的で利用し、オフバランスの資産形成が可能。	税務及び保険商品の知識が必要。税制の改正にも目配りが必要。	◎	事業計画・資金計画が必須。保険商品等の理解がなければ手を出すべきではない。
	内部規定の整備	福利厚生規定・旅費規程を設けることで従業員への日当等の支払いは、会社経費となる上、従業員が受けた日当等の給与課税もない。	税金は安くなるが、それ以上に現金(運転資金)が目減りする。	○	節税というよりも、給与補填、福利厚生の意味合いが強い。受取る従業員側で所得税が非課税となる事から実行すべき。会社側はもちろん経費計上可。

※1 節税の基本的な考え方としては、課税の繰延べ(税法特例等、会計処理等)と何らかのキャッシュアウトを伴う方法しか存在しません。

※2 代表的な手法を記載しております。